

災害時における被災動物対策に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災動物（ペット）対策について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の被災動物（ペット）対策を円滑に実施するため、甲が行う被災動物（ペット）対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難所等への獣医師の派遣）

第2条 甲は、必要に応じ乙に対して避難所等への獣医師の派遣を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づく獣医師の派遣に努めるものとする。

（動物の適正な飼養に関する指導、助言）

第3条 甲、乙は市町村等と連携し、飼い主とともに避難所等へ避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

（被災地域における動物の保護）

第4条 甲、乙は市町村等と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。

（相談窓口の設置）

第5条 甲、乙は市町村等と連携し、ペット相談窓口を開設するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年2月9日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市吉原二丁目8番6号
社団法人山形県獣医師会
会 長 勝見 晟